

社会福祉法人七穂会 役員等報酬規程

平成15年3月27日 制定 平成23年3月23日 一部改正 平成24年3月22日 一部改正 平成29年6月27日 全部改正
令和元年9月13日 一部改正 令和2年2月26日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人七穂会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事長及び非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 当法人の常勤職員である役員等（以下「常勤役員等」という。）については、報酬を支給しない。

(常勤理事長及び非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事長及び非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各項により支給する。

- 2 常勤理事長（週3日以上又は週20時間以上勤務する理事長をいう。）の報酬は年俸180万円とし、毎月21日（21日が金融機関の営業日でない時は、その前日又は前々日）にその12分の1の額を支給する。
- 3 非常勤役員等の報酬は日額を単位として、次の各号により支給する。

(1) 理事長である理事

支給対象・限度	支給額
理事会・評議員会・監事監査等への出席	日額 7,000円
上記の他、当法人業務のための勤務又は出張	
支給限度額	年額 350,000円

(2) 理事長以外の理事

支給対象・限度	支給額
理事会等会議への出席	日額 7,000円
上記の他、当法人業務のための勤務又は出張	
支給限度額	年額 140,000円

(3) 監事

支給対象・限度	支給額
監事監査・評議員会・理事会等会議への出席	日額 7,000円
上記の他、当法人業務のための勤務又は出張	
支給限度額	年額 140,000円

(4) 評議員

支給対象・限度	支給額
評議員会への出席	日額 7,000円
上記の他、当法人業務のための勤務又は出張	
支給限度額（定款第8条）	年額 70,000円

- 4 常勤理事長には、職員給与規則第15条の規定を準用して、通勤に要する費用を弁償することができる。
- 5 非常勤役員等が職務のため勤務又は出張したときは、役員等費用弁償規則に基づきその費用を弁償することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第4条** 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席したとき又は職務のため勤務若しくは出張したときに都度支給する。
- 2 報酬は法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第5条** 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第3項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第6条** この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(準用)

- 第7条** 当法人の評議員選任・解任委員の報酬については、第3条第1項第4号の規定を準用して支給する。

(補則)

- 第8条** この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年3月23日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
この規程は、令和元年10月1日から施行し、令和元年6月25日から適用する。
この規程は、令和2年2月26日から施行する。